



# 島根県報

平成18年 3月31日 (金)  
号外第 49 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正

(農業経営課)

## 告 示

### 島根県告示第391号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱(平成15年島根県告示第789号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条中「、有限会社」を削る。

第2条第4項中「に掲げる要件をいずれも満たす企業」を「の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれにも該当する企業

ア 企業参入促進整備事業を実施する市町村において新たに農産物の栽培を行う2戸以上の農家と共同で当該農産物の生産及び出荷を行う企業

イ 企業参入促進整備事業を実施する市町村において常時雇用する従業員のうち農業に専従する者が1人以上ある企業(県外企業(島根県の区域外に住所を有し、農業経営を行うため企業参入促進整備事業の実施年度において新たに島根県の区域内に子会社、関連会社(知事が別に定める関連会社をいう。)又は事業所を設置し参入する企業をいう。以下同じ。)にあっては、企業参入促進整備事業を実施する市町村において新たに常時雇用する従業員が1人以上ある企業)

(2) 次のいずれにも該当する企業

ア 企業参入促進整備事業実施後3年(永年性作目を対象として企業参入促進整備事業を行う場合は、5年)以内に5戸以上の農家から農産物を買入れ、当該農産物の加工又は販売を行う企業

イ 企業参入促進整備事業を実施する市町村において常時雇用する従業員のうち農業に専従する者が2人以上ある企業(県外企業にあっては、企業参入促進整備事業を実施する市町村において新たに常時雇用する従業員が2人以上ある企業)

第3条中「前条」を「第1条」に改める。

別表1の項貸付条件の欄の4中「15年以内」の次に「(運転資金については10年以内)」を加え、同表中

前項第5号本文に掲げる運転資金	1 貸付利率 年1.8パーセント
	2 貸付限度額 10,000,000円(産地づくり型企业については20,000,000円)
	3 融資率

を

		100分の80以内（認定農業者並企業については100分の100以内）
		4 償還期限 15年以内
		5 据置期間 3年以内

	前項第 5 号本文に掲げる運転資金	1 貸付利率 年1.8パーセント 2 貸付限度額 10,000,000円（産地づくり型企业については20,000,000円） 3 融資率 100分の80以内（認定農業者並企業については100分の100以内） 4 償還期限 10年以内 5 据置期間 3年以内
3 農外企業農業参入事業の実施主体のうち、平成15年4月1日以後新たに農業分野に参入し、これまで運転資金の借入れの実績がない農外企業等	1の項第 5 号本文に掲げる運転資金	1 貸付利率 年1.8パーセント 2 貸付限度額 10,000,000円 3 融資率 100分の80以内（認定農業者並企業については100分の100以内） 4 償還期限 10年以内 5 据置期間 3年以内
4 強い農業づくり交付金又は元気な地域づくり交付金の事業実施主体のうち、農外企業農業参入事業の実施主体となる農外企業等	1の項第 1 号から第 4 号までに掲げる資金	1 貸付利率 年1.8パーセント 2 貸付限度額 66,670,000円と強い農業づくり交付金又は元気な地域づくり交付金に係る事業費から交付金額を差し引いた金額の100分の80（認定農業者並企業については100分の100）に相当する額とのいずれか低い額 3 融資率 100分の80以内（認定農業者並企業については100分の100以内）

に

		4 償還期限 15年以内	
		5 据置期間 3年以内	
	1の項第5号本文に掲げる運 転資金	1 貸付利率 年1.8パーセント	
		2 貸付限度額 10,000,000円	
		3 融資率 100分の80以内(認定農業者並企 業については100分の100以内)	
		4 償還期限 10年以内	
		5 据置期間 3年以内	

改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、平成18年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱第 2 条及び別表の規定は、平成18年 4 月 1 日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

